処　分　基　準

平成28 年７月５日作成

法　　令　　名：火薬類取締法
根　拠　条　項：第１７条第３項
処 分 の 概 要：猟銃用火薬類の譲渡し又は譲受けの許可の取消し
原権者（委任先）：新潟県公安委員会
法 令 の 定 め： 火薬類取締法第１７条第１項（譲渡又は譲受けの許可）、第５０条の２第１項（猟銃用火薬類等の特則）
処　分　基　準： 譲渡又は譲受けの許可後に生じ、又は許可後に判明した事由により、当該火薬類の譲渡又は譲受けに伴い、事件、事故等が発生する危険が認められる場合は、引渡し前に限り、許可を取り消すものとする。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課　許認可管理係 （025-285-0110　内線3031）
備　　考：